

問 I - 10 - ①（過去の実績の評価）

長年にわたり公益法人として活動してきましたが、新制度でも公益認定を受けたいと考えています。公益法人への移行認定の審査の際に、このような今までの活動実績は評価されないのでしょうか。

答

- 1 公益認定の基準は、既存、新設を問わず申請法人に対して等しく適用になります。これは公益認定に際し、特に新設の法人を不利に扱わないようにするためです。
- 2 一方で、現行の公益法人の活動実績を評価する仕組みも設けています。例えば、申請時に過年度の事業報告を提出するとともに（整備法施行規則第11条第3項第8号）、過年度の損益計算書（正味財産増減計算書）の提出があれば、新設法人のように予算の積算根拠の提出までは不要の取扱いをすることとしています。また、例えば経理的基礎を有すること（公益法人認定法第5条第2号）に関して、過去の実績を基に申請書に記載するなど、認定基準を満たすことの説明材料として過去の実績を活用することで、行政庁においても判断がし易くなると考えます。
- 3 さらに、申請法人が許認可等事業を行う場合には許認可等行政機関から、旧主務官庁の監督上の命令違反等の有無について旧主務官庁から、行政庁は意見を聴取しますので（整備法第104条）、その意見聴取を通じて公益法人の活動実績を評価することになります。